

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）			
○ 水産業協同組合法施行細則に定める申請書、報告書等の書類の様式の一部改正 （県例規集登載） ○ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定 ○ 小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ きこの類売払代金の収納事務の委託 【公告】 ○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧 ○ 地域森林計画の案の縦覧 ○ 地域森林計画の変更案の縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " ○ " ○ " ○ " ○ " ○ " ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の		組合指導課 生活衛生課 水産課 道路整備課 " 教育委員会 耕地課 林政課 " 建築指導課 " " " " " "			
完了 ○ 行政行為等の重要書類に使用する公印の一部改正 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散		教育委員会 選挙管理委員会 " "		担当課（室）	

平成27年11月20日 岡山県公報 第11738号

岡山県告示第五百五十九号

水産業協同組合法施行細則に定める申請書、報告書等の書類の様式（平成十年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十日から施行する。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

様式第十八号中「~~代表者~~」を「代表者」に改める。

岡山県告示第五百六十号

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）附則第四条、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成二十七年十一月三十日から適用する。

なお、平成二十年岡山県告示第五百四号（公衆浴場入浴料金の統制額の改定）は、平成二十七年十一月二十九日限り、廃止する。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	金 額
大人（十二歳以上の者）	四二〇円
中人（六歳以上十二歳未満の者）	一六〇円
小人（六歳未満の者）	七〇円

二 公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号）第二条第二号に規定するその他の公衆浴場については、一の統制額は、適用しない。

岡山県告示第五百六十一号

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第八条第二項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可の申請期間を次のとおり定めた。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

申請期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年二月一日まで

岡山県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧

に供する。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 一八二号

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
新見市哲西町上神代字カラ田六五六三番一地先から	新見市哲西町上神代字小湫六五六二番三	新	一〇・三 一〇・五	二九・三
新見市哲西町上神代字カラ田六五六三番一地先から	新見市哲西町上神代字小湫六五六二番三	旧	八・五 八・七	二九・三

一 道路の種類 県道

二 路線名 上二ヶ小鎌線

三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

久米郡久米南町上二ヶ字七反田三三七番 地先から 久米郡久米南町上二ヶ字立田三二一番三 地先まで	久米郡久米南町上二ヶ字七反田三三七番 地先から 久米郡久米南町上二ヶ字立田三二一番三 地先まで	
旧	新	別
五・八 一三・五	七・五 三〇・四	(メートル)
一九六・八	一九六・八	(メートル)

岡山県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一八二号	新見市哲西町上神代字カララ田六五六三番一 地先から 新見市哲西町上神代字小湫六五二番三地先 まで	平成二十七年十一月二十日

平成27年11月20日 岡山県公報 第11738号

岡山県告示第五百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

きのご類売払代金に係る収納事務

二 委託した収入の種類

きのご類売払代金

三 委託を受けた者の住所及び名称

高梁市中原町一三八三番地

びほく農業協同組合 代表理事組合長 中山 晃一

四 委託を受けた事務を行う場所

加賀郡吉備中央町上竹二六四五番地五

びほく農業協同組合賀陽総合センター

五 委託の期間

平成二十七年十月一日から同年十一月三十日まで

平成27年11月20日 岡山県公報 第11738号

〔四六四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

奥吉原地区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

平成二十七年十一月二十日から同年十二月十一日まで

四 縦覧の場所

赤磐市役所

〔四六五〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、平成二十八年四月一日以降十年間における高梁川下流森林計画区に係る地域森林計画を定めるため、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町役場

二 縦覧期間

平成二十七年十一月二十日から同年十二月十四日まで

〔四六六〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、旭川森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更新案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに係る市役所及び町村役場

二 縦覧期間

平成二十七年十一月二十日から同年十二月十四日まで

〔四六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市沼田字中縄一・二・六四・一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県赤穂市若草町一〇三トリノフルートC・二〇三

神崎 亮

神崎 友絵

三 許可番号

岡山県指令建指第二三三三号

〔四六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字般若寺四五八・一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島九八八・一（レスペヘリオスB一〇三）

山本 雄三

三 許可番号

岡山県指令建指第二一五号

〔四六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延西三四三・二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二五・一〇一カレラガーデンC二〇八

小林 良隆

小林 裕美

三 許可番号

岡山県指令建指第一八三号

〔四七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二四・二五、六二四・二六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟九六〇

谷野 真一

谷野富士子

三 許可番号

岡山県指令建指第一四四号

〔四七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町地頭下七二六・三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町地頭下九四〇

安田 太三

安田 収士

三 許可番号

岡山県指令建指第二一四号

〔四七二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字柿木道上三六八・二一、三七五・一、三七五・二、三七六・一、三七六・二、三七八・九、字湯桶口三八六・三、字柿木道上三七八・九地先から字湯桶口三八六・三地先まで道、字柿木道上三七六・二地先から三七六・一地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一・一

株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

三 許可番号

岡山県指令建指第一四八号

〔四七三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字柿木道上三六八・二一、三七五・一、三七五・二、三七六・一、三七六・二、三七八・九、字湯桶口三八六・三、字柿木道上三七八・九地先から字湯桶口三八六・三地先まで道、字柿木道上三七六・二地先から三七六・一地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道、防火水槽

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一・一

株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

五 許可番号

岡山県指令建指第一四八号

岡山県教育委員会告示第九号

昭和四十五年岡山県教育委員会告示第一号（岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）第三条第二項の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十一月二十日

岡山県教育委員会

別図三十三を次のように改める。

三十三

印影（別図三十三）については、省略

岡山県選管告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年十一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
雅友会	生田 量一	三木 由美子	岡山市北区東古松三・三・三三ウインクルム東古松B・V	平成二七・一〇・一四
小林よしふみ後援会	早川 信義	高木 勇三	笠岡市美の浜六・一九	" 一〇・二
政治結社民族思想会議	土井 鉄弥	土井 るみ子	津山市杉宮六四〇	" 一〇・二八
日本臨床検査技師連盟岡山県支部	小郷 正則	松江 良一	岡山市南区新保六八五・二三	" "

岡山県選管告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年十一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

次世代の党岡山県支部連合会 竹内 邦彦 代表者の氏名

竹内 邦彦

平沼 赳夫

平成二七・九・二五

自由民主党岡山県全管協 野村 泰之

野村 泰之

黒木 博之

一〇・二七

ちんたい支部

日本共産党岡山県委員会 石井 妃都美 会計責任者の氏名

植本 完治

松田 準一

一〇・一九

岡山県選管告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年十一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

次世代の党衆議院岡山県第三支部

平沼 赳 夫

平成二七・九・二五

自由民主党岡山県岡山市第二十支部

佐藤 人 海

〃 一〇・二七

太陽の党 備前支部

長崎 信 行

〃 九・三〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

尾崎政策研究会

尾崎 忠 信

平成二七・一〇・二七

尾崎忠信後援会

福 円 誠 市

〃 〃